

生物多様性国家戦略に関する（公財）日本野鳥の会の要望事項

1. 第3の危機（外来種、化学物質）の取り扱いについて、生物多様性の危機の要因であり、予防原則の考え方にもとづくことを明記すべき。

- ・ 要注意外来種についても、生態系や農作物等への被害の恐れのある段階で駆除を可能にすべき。被害が出るように個体数が増えた段階では、駆除に多数のコストが必要であり、予防原則に基づいて対処すべき。
- ・ 水稲用の育苗箱施用殺虫剤として広く用いられているネオニコチノイド系の浸透性農薬は、ミツバチの群れの崩壊の原因の一つと疑われフランスでは規制が行われている。また、赤トンボの代表であるアキアカネの農村での減少についても疑いが示されており*、更に東京都神経科学総合研究所の黒田洋一郎氏によると発達段階の子供への影響も指摘されている。

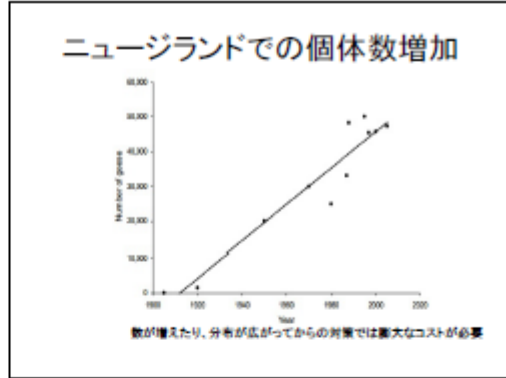
農薬や内分泌攪乱物質については、海外等の情報や最新の科学的知見を元に疑いのあるものは、予防原則に基づいて規制するという対応をすべきである。

*平成21年度 ExtEND2005 野生生物の生物学的知見研究課題、フィージビリティ・スタディ及びその研究成果概要（2）「アカトンボ減少傾向の把握とその原因究明」（環境省）

2. 再生可能エネルギーの利用促進に際して、生物多様性の視点からの配慮について明記すべき。

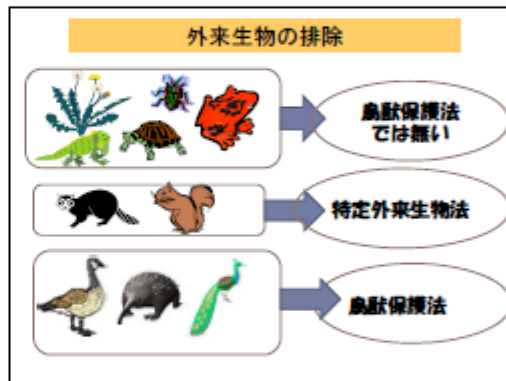
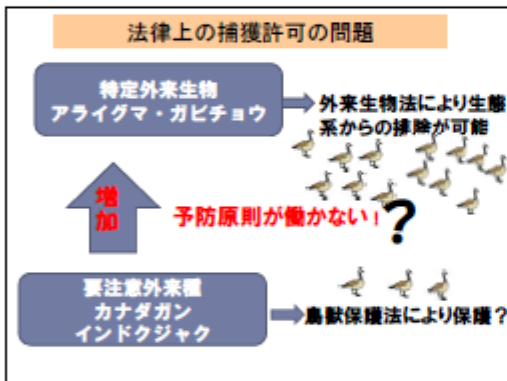
- ・ 福島第一原子力発電所の事故以来、加速している再生可能エネルギーの利用促進に際して、その立地選定に際して、生物多様性への配慮が必要である。再生可能エネルギーは、温室効果ガスの排出抑制による生物多様性の維持に期待するものではあるが、発電施設そのものが生物多様性に悪影響をおよぼすことは本末転倒である。特に海洋エネルギーの利用については、5月25日に総合海洋政策本部から「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」が出されたところであるが、海洋そのものの生物多様性についての情報が不足しており、十分な調査等を行い影響の評価を行う事が必要であり、生物多様性国家戦略にエネルギー政策に関する項目を入れて、取組みの方針として景気すべきである。

現場で起きていること



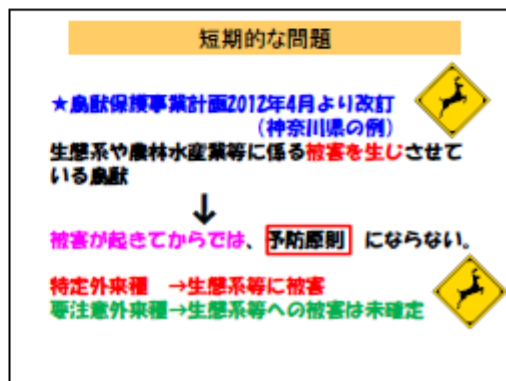
要注意外来種と絶滅危惧 1A 類が亜種

個体数が増えてしまっただけでは駆除に多大な費用が発生



要注意外来種では、駆除はできない。

特に、鳥獣では鳥獣保護法の対象



有害鳥獣駆除は、生態系への影響では許可が降りにくい。学術捕獲では最低限の個体数のみ許可

生態系への被害は判別が困難。予防原則で対応すべき